

令和2年第1回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和2年3月3日

本日の会議 令和2年3月17日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	7番 内村博法議員
8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員	10番 岩永政則議員
11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員	13番 吉岡清彦議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

6番 安部都議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参事 森本陽子君	主任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 山本昭彦君	企画財政部長 久保平敏弘君
建設産業部長 日名子達也君	住民福祉部長 中嶋敏純君
健康保険部長 辻田正行君	水道局長 濱伸二君
会計管理者 山口利弘君	企画財政部理事 田中一之君
住民福祉部理事 栗山浩二君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	契約管財課長 和田弘君
地域安全課長 宮崎伸之君	政策企画課長 荒木隆君
税務課長 山崎昇君	収納推進課長 藤崎隆行君
土木管理課長 中尾盛雄君	都市計画課長 山崎禎三君
産業振興課長 川内佳代子君	福祉課長 細田愛二君
こども政策課長 村田ゆかり君	健康保険課長 志田純子君
介護保険課長 堀池英二君	水道課長 渡部守史君
下水道課長 山口新吾君	教育長 勝本真二君
教育次長 森川寛子君	教育委員会理事 金崎良一君
教育総務課長 宮司裕子君	生涯学習課長 青田浩二君
農業委員会事務局長 村田佳美君	

会議録署名議員

9番 金子恵議員 10番 岩永政則議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 13時30分

閉会 16時00分

令和2年第1回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和2年3月17日（火）
午後1時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	2	長与町認可地縁団体印鑑条例	※産厚
2	3	長与町犯罪被害者等の支援に関する条例	※総文
3	4	長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	5	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
5	6	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
6	7	長与町立児童館条例の一部を改正する条例	※産厚
7	8	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
8	9	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
9	10	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
10	11	町道路線の認定について	※産厚
11	12	令和元年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総文
12	13	令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※産厚
13	14	令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※産厚
14	15	令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚
15	16	令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産厚
16	17	令和元年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
17	18	令和元年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
18	19	令和2年度長与町一般会計予算	※総文
19	20	令和2年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総文
20	21	令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算	※産厚

※付託された委員会

日程	議案番号	件名	備考
21	22	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※産厚
22	23	令和2年度長与町介護保険特別会計予算	※産厚
23	24	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産厚
24	25	令和2年度長与町水道事業会計予算	※産厚
25	26	令和2年度長与町下水道事業会計予算	※産厚
26	発委1	長与町議会会議規則の一部を改正する規則	—
27	発委2	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	—
28	—	議員派遣の件	—
29	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	—
30	—	会期中の閉会について	—

※付託された委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんこんにちは。本日は休会の予定でありましたが、会議規則第10条第3項の規定により特に会議を開きます。今般の新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、長与町議会といたしても、行政側が万全な体制で臨めるようできる限りの協力をとの思いから、本定例会では委員会審査を前倒しして行うなど集中審査に努めてまいりました。本日、両常任委員長から審査終了の報告を受け、審議の準備が整いました。改めて議員の皆様への御理解と御協力に感謝申し上げます。

それでは本日の会議を開きます。日程第1、議案第2号長与町認可地縁団体印鑑条例を議題とします。ただいま議題としています議案について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。令和2年第1回定例会本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託された議案について報告いたします。審査日として令和2年3月6日から10日の3日間、委員全員出席の下、説明員として関係所管課管理職、その他関係職員を招いて審査いたしました。議案第2号長与町認可地縁団体印鑑条例。提案理由の概要といたしまして、本議案は昨年12月に町内の自治会の1つが地方自治法第206条の2第1項の規定による認可地縁団体として認可を受けたことにより、当該団体の印鑑登録証明書の発行が求められることから、認可地縁団体印鑑登録事務の実施に関し必要な事項を定めるもの。附則では公布の日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、質疑、印鑑登録をする場合、登録する団体の印鑑と代表者の印鑑も必要なのかに対し、登録する団体の印鑑と代表者個人の印鑑の両方が申請時に必要となるという答弁がありました。認可地縁団体の認可とはどういうものかという質疑に対し、自治会やコミュニティ等地縁による組織が、法に基づく認可地縁団体としての認可を受けることにより法人格を得、団体名義による融資や不動産登記等ができるようになるという答弁がありました。今回の自治会が認可地縁団体になった経緯は何かという質疑に対し、今回本町で初めての認可地縁団体となるが、当該自治会の集会所の大規模改修についてコミュニティ助成事業による補助制度があり、認可地縁団体となって申請することが要件となっているため、認可地縁団体の申請を行ったものという答弁がありました。

主な質疑は以上のおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第2号長与町認可地縁団体印鑑条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号長与町犯罪被害者等の支援に関する条例から日程第5、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番(河野龍二議員)

皆さんこんにちは。令和2年第1回定例会本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託を受けました議案等の審査結果について報告いたします。審査期間は令和2年3月6日から13日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職並びに職員を招き審査を行いました。議案第3号長与町犯罪被害者等の支援に関する条例について。提案理由、主な内容は、平成16年12月に犯罪被害者基本法が成立し平成17年4月から施行された。国縣市町村においても地方公共団体の責務が定義され制定されており、これに伴い長崎県においても令和元年7月16日長崎県犯罪被害者等支援条例が施行された。本町でも犯罪被害者等への総合的な支援を推進するための必要な事項について定めた条例という提案説明がありました。主な質疑は、質疑、被害者の情報はどこから寄せられるのかに対し、警察から個別に寄せられる。質疑、支援はどのような形で行われるのかに対し、まずは地域安全課が窓口となり関係機関と連携しながら対応していく。質疑、全国では被害者への無利子の貸付金もあるようだが本町の対応はに対し、県のフォーマットが示され見舞金支給の制定になった。質疑、見舞金は申請からどれくらいで支給されるのかに対し、14日以内には支給されるのが前提となっている。質疑、交通事故なども対象になるのかに対し、交通事故などは補償制度があるが、その補償にならない場合だとか、ストーカー法に該当しない場合の被害にも対応していきたい。質疑、見舞金の金額は町独自の金額かに対し、全国的な金額に合わせた。質疑、交通事故で怪我をした場合でも対象になるのかに対し、相談窓口としては相談に乗るが事故の保険等があるので見舞金の対象にはならない。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第4号長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由、主な内容は、平成29年度地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の改正で地方公務員の特別職非常勤職員の要件が厳格化され、従来特別職非

常勤職員として任用していたが、交通指導員の任用形態が変更されたための所要の改正となったという説明を受けました。主な質疑では、質疑、これまでは町長が委嘱するようになっていたが削除された。誰が委嘱するのかに対し、特別職の非常勤職員から有償ボランティアとして委託する。質疑、公務災害はどうなるのかに対し、町村会で県下の交通指導員に差異がない保険を一括で対応するため、今回負担金を予算に計上している。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の主な内容は、附属機関の構成員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職非常勤職員とみなされ、準附属機関に関しては法的根拠がないことから身分の取扱いを特別職非常勤としたり、私人への委託とするなど解釈が分かれていた。本町においても規則要綱設置の準附属機関という組織が存在し、こうした組織の運用状況と特別職非常勤職員に係る報酬根拠等を統合して整備するための条例の改正を行うという説明を受けました。主な質疑では、質疑、新図書館建設に関する検討委員会のような機関を作る考えはなかったのかに対し、今回の見直しで新たな委員会を作る話はなかった。質疑、執行機関に議員が委員として入ってる委員会はあるのかに対し、全部は把握してないが入ってる委員会はある。質疑、チェックする立場の議員が委員になることに問題にならないのかに対し、特に問題になるとは認識していない。質疑、長与町環境審議会が削除されているのはなぜかに対し、公害防止条例に委員の設置条文があり条例に委員の規定があるものについては削除した。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第6号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由、主な内容は会計年度任用職員制度の取り扱いが定められ、特別職非常勤職員制度等の職務が明確化されたことに伴い、特別職非常勤職員の職務に関して整理を行うため所要の改正を行うという説明を受けました。主な質疑については、質疑、農地利用最適化推進員の報酬が日額7,000円から年額25万2,000円になっている理由はに対し、今後、農家の戸別訪問等の業務が増えると考え年額給付に変更した。質疑、学校評議員はなぜ日額4,000円かに対し、これまでは報償費として5,000円で費用弁償も無かった。金額を変えずに報酬を4,000円、費用弁償を1,000円にした。総額は5,000円で変わらない。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第3号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第3号長与町犯罪被害者等の支援に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第4号長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号長与町立児童館条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第11号町道路線の認定についての5件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番(中村美穂議員)

議案第7号から議案第11号まで報告いたします。議案第7号長与町児童館条例の一部を改正する条例。提案理由の概要といたしましては、本議案は児童館の利用対象者について、実情の利用状況に即するよう所要の改正を行うもの。改正の内容としては、現行おおむね3歳以上とする利用対象者の範囲をゼロ歳以上に拡大するもの。附則では公布の日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、提案理由の実情の利用状況に即するとはどういうことかに対し、本来児童館は18歳未満が利用対象だが、開所当時乳幼児のための授乳室やおむつ替えのスペースが確保できなかったためおおむね3歳以上を対象として開設した経緯がある。施設の整備も進み既に対応できる現状となっていることから、ゼロ歳以上3歳未満について対象年齢の拡大を条文化する。逆に中学生や高校生の利用はあるのかに対し、中学生までとそれ以上に分けて人数を把握している。中学生の利用はある。高校生は大人の中に数名入っている。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第8号長与町放課後児童健全育成事業。提案理由の概要といたしましては、児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い所要の改正を行うもの。改正の内容として、放課後児童支援員の資格要件に新たに指定都市の長が行う研修が追加され、研修受講期間の経過措置をさらに3年間延長するもの。附則では公布の日から施行とし、附則第3条第1項については令和2年4月1日とする。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、指定都市の長が行う研修が新たに追加となっているが、指定都市は本町に当てはまらないのではないかに対し、県内に指定都市はないが県外で指定都市の研修を受けた人が転入されて支援員になることも想定されるため必要となる。資格要件を満たすための研修期間が延長されるが研修期間を町は把握しているのかに対し、県の研修の受講希望者が多く全員が受講できていない現状のため経過措置が延長された。本町ではあと2年くらいで全員が受講できると思われる。研修はどのようなものかに対し、県の研修は年に1回3か所で行われ、4回の研修を連続して受講し最後にレポートを提出して認定されるという答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第9号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。提案理由の概要として、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき、所要の改正を行うもの。改正の内容としては、従来の支給認定という文言を法に合わせ教育・保育給付認定に改めるほか、施設基準の改正による代替保育の提供元の追加、連携施設確保義務の緩和と免除及び経過措置の5年延長。附則では公布の日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、小規模保育事業A型とはどういうものか。小規模保育事業はA型からC型まであり、保育者の居宅やその他の施設で認可定員が6人から19人の小規模の保育事業となる。A型の場合、職員の配置基準が保育所の配置基準プラス1名で資格が保育士でなければならず、保育室の面積が0歳児1歳児で1人当たり3.3平米、2歳児で1.98平米が基準となっている。長与町内に家庭内保育事業をしている所はあるのかに対し、長与町内には無い。長崎県内にはどれくらいあるのかに対し、小規模保育事業所が32か所、事業所内保育事業所が6か所の計38か所であるという答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第10号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例。提案理由の概要といたしましては、本議案は民法の一部を改正する法律の施行等に伴い所要の改正を行うもの。改正の内容として入居者公募の例外及び資格の拡充のほか、収入の申告、家賃の決定や敷金、修繕費用負担の明確化、不正入居による家賃利息の改正、連帯保証人債務の極度額の新設など。附則では令和2年4月1日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、連帯保証人債務の極度額を家賃の24か月分と定めた理由は何かに対し、保証人に極度額を定めたのは、保証人の責任が無制限に近いものがあつたものを、制限を定めることによって責任を限定したためという答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号町道路線の認定について。提案理由の概要といたしましては、本議案は高田南土地区画整理事業の一括施工に伴い整備を行う区域内の55路線について認定を求めるもの。以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、今回、町道路線の認定議案を出された理由は何かに対し、高田南の一括施工に係る国費補助金の交付に町道の認定が必要となったためという答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第7号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 9 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 10 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 11 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 7 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 6、議案第 7 号長与町立児童館条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第 8 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 7、議案第 8 号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第 9 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 8、議案第 9 号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第10号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第11号町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号令和元年度長与町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。ただいま議題としています議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番(河野龍二議員)

議案第12号令和元年度長与町一般会計補正予算(第4号)の件について、委員会の審査の報告をいたします。提案理由、主な内容は歳入歳出それぞれ8,881万5,000円を減額し、総額を129億9,168万6,000円に。繰越明許費では総務費、総務管理費、交通系ICカード利用環境整備助成金を含め12件を、債務負担行為の補正は1件の追加。各所管に詳細な説明を受けて審査を行いました。

総務部所管では、質疑、コミュニティ助成事業補助金の不採択の内容はに対し、自主防災組織に配布予定だった介護移動用具を申請していたが不採用になった。質疑、自治会長補助金減額の理由はに対し、ここで議員の皆さんにお配りしております資料の数字の誤りがあるので訂正させていただきたいと思えます。自治会長研修補助金の減額の理由は、答弁は50名の参加を予定したが30名の参加となり減額した。質疑、庁舎管理業務委託料300万円の減額理由はに対し、エレベーターや自動扉など保守、庁舎の衛生環境業務を3年間一括管理の委託料として計上していたが、長期継続契約のため当初は多めに予算計上していたが3年目になり不用額が出てくるので減額した。

企画財政部所管では、質疑、第10次総合計画ワークショップの結果はに対し、11月に4回行い参加者は78名。意見としてはコミュニティや交流の場ができる施設が欲しい、道路渋滞改善などが出された。質疑、乗合タクシーは町の重要政策の1つだったと思うが今後の考えはに対し、現時点では行う予定はない。今後地域交通の動向、高齢化の視点、地域の要望などを注視し改めて試験運行を念頭に置きながら研究していきたい。質疑、繰越明許費の交通系ICカード利用環境整備費は県営バスへの補助金かに対し、県内バス事業は2種類のカードをそれぞれ導入している。県営バスと長崎電気軌道に対し、観光客利用促進に国の補助も出ることから、その負担割合を市町で足並みを揃えることになった。質疑、環境性能割交付金はこれまでの自動車取得税に対しかかなりの減額になるのかに対し、自動車取得税の廃止で地方税収の減少に対し別の形で補填されると聞いている。

住民福祉部所管では、質疑、繰越明許費のプレミアム付商品券事業の期間はいつまでだったかに対し、令和元年10月1日から3月31日までが利用期間で、3月までに精算が終了できないので令和2年度まで延期する。質疑、プレミアム付商品券事業の減額の理由はに対し、商品券が貰えると思っていた、町内の店舗でしか使えない、店舗が少ない地域の利用が難しいなどの意見があり、予定していたほど購入者が増えなかった。質疑、障害児通所給付費の減額の理由はに対し、ひばり学級で半年行くとこれまでは障害児通所に移行していたが、ひばり学級の事業期間を見直して障害児通所の移行が少なくなった。質疑、放課後児童クラブ運営補助金の減額は新型ウイルスの影響を考慮の減額かに対し、新型ウイルスの問題が出る前に補正を組んだ。今のところ放課後児童クラブの利用が増えていないので、既定の予算で大丈夫と考えている。

健康保険部所管では、質疑、国民健康保険特別会計繰出金の推移は変わらないのかに対し、被保険者の数で増減があるが制度の変更がないので同じ推移をしている。質疑、後期高齢者医療療養給付負担金が減額されているのはなぜかに対し、負担金の額の確定が当年度はなく翌年度に確定するので、前年度分に対して減額になっている。

建設産業部所管では、質疑、ふるさと応援寄附金の歳入減額に伴い歳出の関係経費が減額になっていない理由はに対し、平成30年度末の寄附に対し31年4月に支出するので支出は減額になっていない。質疑、三彩橋橋りょう工事の繰越明許費の理由はに対し、当初は交通規制なしで工事が可能と判断していたが、通行止めが必要と変更になったため時間を要した。質疑、繰越明許費の条件に該当するのかに対し、測量実施に当たり交通量が多く付近に商業施設もあることから、地元関係機関との協議が必要と繰越申請をしている。質疑、都市計画西高田線の繰越明許費の理由はに対し、用地交渉や移転補償を行ってきたが地権者の思いもあり、交渉が難航しているため繰越明許費となった。

教育委員会所管では、質疑、情報通信ネットワーク整備工事の内容はに対し、文科省は令和5年度までに1人1台のパソコンを計画している。現状では対応できず大容量の通信ネットワークが必要と考えている。質疑、統合型校務支援システム導入の効果はに

対し、勤務時間は1か月に30分ほど縮減された。連絡も電話での対応が一括メールで可能となった。生徒の出欠も教育委員会で確認でき、学校に直接問い合わせることがなくなったなどの効果がある。質疑、スポーツ振興くじ助成金の不採択はなぜかに対し、運動公園広場の整備を申請していたが、対象である新規工事ではなく改修工事であるので不採択になった。工事費は来年度予算に計上して対応する。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第12号令和元年度長与町一般会計補正予算（第4号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第17、議案第18号令和元年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

議案第13号から議案第18号まで報告いたします。議案第13号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。提案理由の概要といたしましては、本議案は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ980万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億9,360万1,000円とするもの。歳入では保険者努力支援分交付金の減額のほか、繰入金額の確定によるもの。マイナンバー制度に係るシステム整備補助金の追加。歳出では、歳入に伴う財源組替と差額による財政調整基金積立金を計上。以上のような説明がありました。主な質疑といたしましては、質疑、保険者努力支援分がマイナスになったのはなぜかに対し、国の予算の都合上2か所から分かれてくる。減額分は特別調整交付金として交付されるため、交付額全体としては当初予算のとおり交付される。質疑、出産育児一時金のマイナスは予定よりも少なかったのかに対し、当初予算で45人を見込んでいたが実績が下回るため35人で補正をしている。質疑、システ

ム整備費補助金のオンライン資格確認とはどういうものかに対し、令和3年3月から開始される予定で医療機関が医療保険に被保険者の情報照会ができるようになり、保険証を原因とした過誤の請求が大幅に減ることになる。また、この仕組みが整うとマイナンバーカードが保険証の代わりに使えるようになる。令和元年度と2年度で町のシステム改修を行い全額国の補助で行う。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。提案理由の概要といたしまして、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億1,828万6,000円とするもの。歳入では特別徴収保険料と普通徴収保険料の実績見込みによる調整及び保険基盤安定繰入金額の確定による減額。歳出では歳入による差額を後期高齢者医療広域連合納付金として計上。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、質疑、保険基盤安定繰入金がマイナスになったのは、軽減対象者が少なかったということかに対し、当初の見込みより被保険者数が少なくなったためと考えている。質疑、歳出の10万8,000円の算出根拠はに対し、広域連合に納付する保険料の収入見込みが増額し保険基盤安定繰入金が減額となったため、それらを相殺した金額であるという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）。提案理由の概要につきまして、既定の保険事業勘定の総額に歳入歳出それぞれ741万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億3,655万円。既定の介護サービス事業勘定の総額に歳入歳出それぞれ4万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,400万5,000円とするもの。保険事業勘定は、介護給付費準備基金繰入金から300万円を繰り入れ、同額を介護サービス事業勘定に繰り出し、介護サービス事業勘定を補填するもの。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、質疑、介護予防サービス計画費収入が300万円マイナスになった要因は何かに対し、介護認定を受けなくてもチェックリスト等の対象になる総合事業対象者と、要支援1、要支援2の人数が見込みより200人ほど少なく、ケアプラン作成収入が減少したため。質疑、見込みより少なかった要因は何かに対し、分析はしていないが、高齢化により要支援が要介護に移行した分と、健康づくり事業の成果が出たものと思うという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）。提案理由の概要といたしまして、国の補正予算の内示による事業費の増加等に伴うもの及び保留地処分金として歳入歳出それぞれ1億932万6,000円を増額し、予算総額を6億3,482万2,000円とするもの。繰越明許費では、1億8,000万円を高田南土地区画整理事業の一括施工に係る事業費として令和2年度に繰り越すものというような説明がありました。主な質疑といたしまして、質疑、

保留地処分金165万円の内容は何かに対し、一般地権者の方の減歩部分の土地の買い戻しのために販売した付け保留地1か所で、面積は24.16平米となっている。質疑、国庫補助金は減額と増額があってトータルで増額とのことだが、その内容は何かに対し、当初の要望額に対して内示の減額があったが、国の補正予算による追加の内示があり、追加の金額が内示の減額よりも大きかったため増額となっている。質疑、繰り越される県事業委託料の内容は何かに対し、残工事の一括施工の工事費や設計費の一部として繰り越すものであるという答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号令和元年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）。提案理由の概要につきましては、今回の補正は、給水収益の減少に伴い収益的収入の1款1項営業収益に1,922万3,000円の減額補正を行い、水道事業収益の総額を7億1,014万3,000円とするもの、以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、質疑、給水減の理由は何かに対し、節水型トイレや節水型家電の普及に加え昨年度から300人ほど人口が減少しているため、水の使用量が減ったものと考えている。質疑、長雨と給水減の因果関係は何かに対し、長雨で水まき等が減り気温が上がりにくいため水の使用量が減ること。昨年はプールの使用が制限されたこと等が給水減に繋がったものと考えている。質疑、今後の給水減に対応していくために水を売る、飲料水を販売するような考えはないのかに対し、現在備蓄用としてペットボトルの水を作製しているが、経営基盤強化の一環としても考えていきたいという答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号令和元年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）。提案理由の概要といたしましては、今回の補正は、収益的収入の1款下水道事業収益を既決予定額の9億7,599万4,000円から753万2,000円の減額補正を行い、総額を9億6,846万2,000円とするもの。資本的収入及び支出では、1款資本的収入を既決予定額の4億1,185万9,000円から1億4,918万円を減額補正し、総額2億6,267万9,000円へ。支出では、1款資本的支出を既決予定額の6億9,307万8,000円から1億7,000万円減額補正し、5億2,307万8,000円とするもの。以上のような説明がありました。主な質疑といたしましては、質疑、水処理施設の工事を前倒して行ったため1億7,000万減額になったとの説明だが、その経緯は何かに対し、浄化センター水処理施設の高度処理化を行う工事で、県の補正予算を要望していたところ平成30年度に1億4,000万円ほど事業費がついたため前倒して工事を行った。当初予算を組むときには当該補正予算がつくことが不透明であったため、今回の補正での減額となったという答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第13号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第14号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第13号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第14号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第15号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第

3号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第16号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第17号令和元年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第18号令和元年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で14時45分まで休憩をいたします。

(休憩 14時28分～14時45分)

○議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第18、議案第19号令和2年度長与町一般会計予算。日程第19、議案第20

号令和2年度長与町駐車場事業特別会計予算の2件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

議案第19号、議案第20号を続けて報告いたします。まず初めに議案第19号令和2年度長与町一般会計予算について。提案理由、主な内容は、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ133億7,516万3,000円、前年比4.6%の増。債務負担行為では町民文化ホール音響設備入替事業に3,620万円。地方債の補正は農村地域防災減災事業ほか4件の提案。各所管において詳細な説明を受け、審査を行いました。

主な質疑では、総務部総務課では、質疑、私人に対する災害補償負担金はどこが負担するのかに対し、町村会が取りまとめ民間保険会社の取り扱いとなる。質疑、郵便料金システムリース料増額要因はに対し、減価償却が終わり新機種に変更のため。質疑、会計年度任用関係で5,500万の増加との説明だが交付税措置はあるのかに対し、国から文書が来たがその後進んでいない。まだ分からない。契約管財課につきましては、質疑、土地貸付収入の増額要因はに対し、図書館建設用地に病院建設現場の駐車場として貸し付ける増加分。質疑、シルバー人材センターの事務費増額の詳細はに対し、2008年から上げておらず消費税増税や単価増に合わせて事務量も増加することから引き上げた。質疑、施政方針でパソコン調達方法を変えて経費削減とするとあるが予算ではどのように反映されているのかに対し、1台15万から18万円だったが共同調達により9万円台になった。秘書広報課では、町ホームページCMS導入により各課で更新可能かの質疑に対し、各課記事を作り秘書広報課で確認し更新できる。質疑、これまでは月数回の更新だったが毎日更新可能かに対し、毎日でも更新が可能となる。質疑、公募型プロポーザル方式で予算額より下がるのかに対し、導入によっては保守業務の面で安価になる可能性がある。地域安全課では、質疑、洪水ハザードマップの作成スケジュールはに対し、令和2年3月に県から指定を受け1年掛けて作成する。質疑、作業業務の委託内容はに対し、コンサルタントに委託し避難場所や避難ルートも落とし込みたい。質疑、非常備消防のタブレット購入の活用方法はに対し、消火栓の場所や管理状況をデータ化し緊急時に活用する。

企画財政部財政課では、質疑、地方消費税交付金は税率改正で金額が増加するのではないかに対し、消費税の増税で地方交付率が増える。来年3月には確定する。質疑、起債の現在高見込額の当年度末と前年度末の差額が1,900万の減少だがどう考えるかに対し、公債費は返済が始まるのにタイムラグがある。1,900万が少ないかどうかは、逆に余裕を持った返済ができていると思う。質疑、繰上償還は活用しているのかに対し、民間金融機関は繰上償還が可能だが、政府系金融機関は繰り上げて償還する場合、違約金が発生するので難しい。政策企画課では、婚活事業が県に移行するが社協の事業は中止するのかに対し、登録数が少なく県の事業に移行することで出会いの場が多くな

る。社協の事業は終了する。質疑、移住支援の予算は2件分では少ないのではに対し、県の枠が60件で、うち長与町が2件分とした。質疑、第10次総合計画の委託内容に対し、シンクタンクに委託。町民アンケートや職員アンケートなどを基に全体的検討を協議していく。税務課、収納推進課においては、質疑、現在の滞納者世帯数に対し、1月末で滞納世帯が655人。質疑、滞納者への対応に対し、悪質滞納者は差し押えをしている。質疑、これまでの実績は。答弁、平成30年度407件で金額は約6,000万円。滞納処分費50万1,000円の根拠はに対し、インターネット公売手数料、不動産公売鑑定料、裁判所の予納金などを計上。

健康保険部健康保険課では、質疑、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施業務委託費が主要な施策と説明書の金額で違うのはなぜかに対し、事業費用が人件費と事業費に分かれている。説明書では事業費金額を表記した。質疑、風疹抗体検査の対象者はどれくらいか。クーポン発送時期はに対し、2,690人が対象。4月末から5月の頭に送付できるよう準備している。健康保険部介護保険課では、質疑、低所得者保険料軽減負担金の対象者は全体の割合でどれくらいかに対し、介護保険の有資格者が2月末で1万832人いるので、全体の約26%になる。質疑、社会福祉法人等利用者負担軽減対策補助金の実績に対し、27年から30年は実績がない。

住民福祉部住民環境課では、質疑、資源売払収入の減額要因はに対し、古紙は31年度前期までは例年どおりの金額で入札できていたが、働き方改革の中で日曜日の業務が難しく、入札辞退で金額が激減した。令和2年度も厳しい状況のため減額した。質疑、個人番号カード交付事業負担金の内容はに対し、マイナンバーカード、通知カードの作成料など。質疑、マイナポイントなど新事業が始まると聞くがどのようなものかに対し、マイナンバーカードの所持者がキャッシュレスでチャージまたは買い物をする、マイナポイントがもらえる制度。質疑、ごみ処理場のオーバーフローの問題は解決したのかに対し、長崎市などに処理を委託し対応した。質疑、粗大ごみの有料回収の実績は。自治会回収の廃止の時期はに対し、実績は208戸。保健環境連合会にも相談して協議をしていきたい。福祉課では、質疑、災害援護資金貸付元利回収金の42万円の滞納分の内容はに対し、対象は4件、返済の意思はある。緊急情報システムの利用者はに対し、43人が利用している。障害者福祉タクシー助成金の事業拡大の内容はに対し、視覚障害者の所得制限を外した。またガソリン券も選べるように見直した。こども政策課では、医療的ケア児の受け入れ予定はに対し、4月に入所の予定がある。親の付き添いや職員の負担は増えないのかに対し、ゼロ歳児で気管切開の状況、看護師の配置で十分対応できる。質疑、あやめ幼稚園の改修事業費の内容はに対し、事業費総額が5億4,000万円。園庭に園舎を建て、その後旧園舎を解体する。質疑、開園予定はに対し、令和3年4月に開園予定。

建設産業部産業振興課では、質疑、総合病院、ドラッグストアの建設予定があるが、長与町工場等設置奨励金の対象になるのかに対し、総合病院は対象になるがドラッグス

トアは対象にならないと思う。質疑、工場等設置奨励金は用地取得後1年以内の施工が条件になっていなかったかに対し、用地購入後1年以内の工事着工が条件となっている。質疑、用地購入後1年以内に着工した場合が対象になるのではないかに対し、町の基本的な考えは建物そのものの着工ではなく、敷地内に囲いを設置するものも既に着工と考え、事業者からも着工届が出ている。質疑、2,400万円の工場等設置奨励金はスーパーだけの用地が対象になっているのかに対し、事業所が所有する固定資産分が対象となっている。質疑、条例では業種が設定され、対象となる小売業はスーパーだけでほかの店舗は貸し店舗で不動産業になる。拡大解釈ではないかに対し、土地の所有者が工場などを建てた場合に対する奨励金となっているので、現状のまま運用する。土木管理課では、質疑、中尾城公園のモノレールの維持費が掛かるため、他の移動手段を検討していなかったかに対し、電動自動車なども検討したが、車いすやベビーカー等の対応が困難なため、現在はモノレールを活用している。質疑、公園剪定等委託料の増額理由はに対し、例年要望が多くシルバー人材センターを1班増やして対応するための増額。質疑、急傾斜地管理委託料は毎年何らかの計画があるのかに対し、ニュータウン地区の急傾斜地の調査等を行っている。質疑、高田川河川工事の場所はどこかに対し、東高田地区の菓子店舗の裏側になる。都市計画課では、都市計画道路西高田線のJR踏切工事の状況はに対し、今年度設計を契約し来年度工事を進めていきたい。質疑、JR踏切工事は予算化されているのかに対し、事業費で5,000万円を計上し、うち1,500万円が踏切工事となる。質疑、高田南区画整理事業の一括施行以外の事業費の残りはどれくらいかに対し、残工事は6億7,900万円。

教育委員会教育総務課、学校教育課では、質疑、CRT学力検査の活用方法はに対し、年度途中の学力の把握と課題が明らかになる。質疑、デジタル教科書とはどんなものかに対し、教科書の内容を投影、また写真を動画で見ることができる。質疑、不登校の子どもたちの合宿とはどんな事業かに対し、4泊5日で生活環境を自立的な生活ができるよう合宿の中で整えていく。質疑、共同給食調理場の調理員が少ないという要望が出されているようだがどう考えているかに対し、ほかの自治体と比較し極端に少ない状況ではないので、今後は調理する環境を変えていく対応も考えている。質疑、働き方改革が検討されている状況で増員要望も検討すべきではないかに対し、柔軟に対応していきたい。生涯学習課では、通学合宿を地域に広めるとの説明だがどのように考えているのかに対し、実行委員会を立ち上げ各校区でできないか考えている。質疑、聖火リレーの内容はに対し、本町では北陽台高校ラグビー部がリレーに参加する。中尾城公園から旧親和銀行跡地までを10区間に分けて行う。質疑、文化ホールの音響機器取替の内容はに対し、音響設備を全て入れ替える。質疑、どれくらいの音響機器に入れ替えるのかに対し、現状と同じ規模の機器となる。

会計課では、質疑、用品調達は集中購買なのかに対し、封筒や領収書などを集中購買している。農業委員会では、女性が農業委員になれる環境にあるのかに対し、女性も参

画できる環境はある。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号令和2年度長与町駐車場事業特別会計予算については、提案理由、主な内容は、歳入歳出それぞれ733万6,000円と定め、各駐車場の使用料金及び使用台数の説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑では、質疑、駐車場使用料の見込額が平成30年度決算や今年度当初より減額計上されているのはなぜかに対し、特別会計は歳入を決めて、歳入の100%の支出を充てるので、安全な歳入として計上した。質疑、修繕費は例年に比べて多いが、大きな修繕が予定されているのかに対し、駐車場特別会計で一番多く費用を要するものが修繕費と見込んでいるので、収入の大部分を修繕費計上とした。質疑、委託料の増額の理由はに対し、シルバー人材センターから委託料事務費の10%から12%の増額意向があったために増額した。質疑、使用料の192万円の収入を上げるのに524万円の委託料を支出することを考えるべきではないか。使用料の無料化は考えられないかに対し、無料化は検討していない。無料化にしても管理の問題があると思う。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第19号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第19号令和2年度長与町一般会計予算について、私は委員長であり、先程委員会の報告で全会一致と報告いたしました。委員長は委員会での採決に加われないので、この場で討論をさせていただきたいと思っております。令和2年度の予算は、町長選挙を控えての骨格予算編成との説明でありました。予算内容を見ると一定評価できる部分もありますが承認できない予算計上もあり、反対といたします。評価面では、他市町に若干遅れをとった要素もありましたが、子ども医療費の現物給付に取り組むことであります。現物給付の課題は、いずれ導入せざるを得ない問題であり、私は何度も議会で取り上げ求めてきましたが、4月から現物給付が行われ、多くの子育て世帯が喜んでいただけているのではないかとこのように思います。また、予算計上の中で、新たな取組としてハザードマップの作成や公共施設の電力調達入札実施など経費の削減。さらにはホームページ

のリニューアルの情報伝達の充実など、まだまだ各所管においても新たな取組がなされている状況であり、地方自治体の本旨である住民福祉の向上を図る目的が表れておりました。一方、反対する内容では、1つはマイナンバー普及に対する取組であります。自動交付機を廃止し、コンビニストアで交付ができるとありますが、これはマイナンバーカード保持者しかサービスの恩恵が受けられません。今後、このマイナンバーカードで健康保険やポイント制の導入など、政府はしきりにマイナンバーカード普及を進めております。この背景には、政府が国民を監視し、監視制度を作り上げたいのが目的であり、私はこうした取組はやめるよう強く抗議をしたいと考えております。反対理由の2つ目に、工場等設置条例奨励金の2,400万です。この対象の事業所は、条例の中の小売業に該当し奨励金を交付していますが、事業所の営業形態は小売業の事業面積はわずかで、ほかは店舗に貸し付けた不動産業であります。本条例に該当しないと思われれます。この奨励支出金だけでも、この予算に反対する大きな要因であります。さらに、これまで指摘を続けてきました高田南土地地区画整理事業を一括発注したことにより、さらに町の財政負担が懸念されます。同時に都市計画道路西高田線事業費も骨格予算の中でありながらも大きな支出をせざるを得ない状況を作っています。一般質問で各同僚議員から数々の提案がなされました。なかなか本町が提案に応えられない理由には、1つには財政問題があると考えます。先程申しましたように地方自治体は住民福祉の向上を努める。このことが大きな仕事だと思えます。本町より財政が厳しい中でも、本町より福祉や教育が充実した自治体はたくさんあります。町長は、幸福度日本一を目指すと言うならば、どこの自治体よりも優れた幸福度を感じる施策に取り組むべきですが、本町の現予算では大型公共事業に重きを置き、そうした予算案に賛成できないことから反対いたします。以上反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は、議案第19号について賛成の立場から討論させていただきます。令和2年度一般会計予算ですが、町長選挙を控えての骨格予算でありながら、前年度比104.6%、5億8,500万円増である133億7,500万円という金額は、税収を支える人口が微減していることに加えて、町長選挙後に政策的経費のための相当額の増額補正が前提となっていることも考え合わせますと憂慮せざるを得ない金額ではあります。しかしながら内容においては、総務費を除きまして目的別の構成比が目立って上がっているのは民生費。次が教育費であり、高齢者や障害者、児童への福祉、そして教育に重きを置いていることで、町内外から評価を受けている本町の特色と優位性を維持、強化し、町民の安心を重視していることが分かる予算となっており、それぞれの具体的な事業内容についても、委員会審査において不審な点や不要なものは見受けられませんでした。総務

費も全体の中でのパーセンテージは増加していますが、非正規雇用職員に対して同一労働同一賃金を目指す国の新しい制度である会計年度任用職員制度導入によって増加した分の約5,500万円の経費を、これを補填するための国の交付金措置が未定の中でも確実に予算措置を行い、経費削減のために人員整理などを行っていないことは評価すべきと考えます。また、電力や各種リース料などの費用も入札や共同調達で削減する努力も引き続き行われており、先に述べました福祉や教育以外の各事業にも必要性の認められないものは無いと思われます。ただし、例え骨格予算とはいえ、高田南土地地区画整理事業の一括発注入札があったことで一定の目処が立ったにも関わらず、かねてから町民が期待し長年待ち望んでいる新図書館について、図書館整備計画建設計画等の検討委員会の再始動などが認められるような予算計上はなされていないということについては、既に一部住民から落胆の声も聞いておりますので、来年度の肉付け予算の方には新図書館建設の前進が感じられるような何らかの反映が必ずなされると期待した上で、今回の議案については賛成いたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第19号令和2年度長与町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第20号令和2年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算から、日程第25、議案第26号令和2年度長与町下水道事業会計予算までの6件を一括議題とします。ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

議案第21号から議案第26号まで報告いたします。議案第21号令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算の提案理由の概要については、令和2年度の当初予算は被保険者数を7,785人、前年度比一般291人、退職10人の減を見込み、歳入歳出予算の総額を39億6,709万1,000円。前年度比2.4%の減とするもの。歳入の主なものは、国保税8億1,620万5,000円、県支出金29億863万9,000円、繰入金2億3,647万1,000円。歳出では、総務費2,728万6,000円、保険給付費28億6,531万7,000円、国民健康保険事業費納付金9億9,301万6,000円、保健事業費6,626万円、諸支出金421万1,000円、予備費1,000万円を計上。以上の説明がありました。

主な質疑といたしまして、質疑、国保税の負担が重いという声が多い。保険税の高騰を抑制する手だては検討できないのかに対し、高齢者が多く医療費が上がるのが予想されるため、税を減額する状況にない。その救済として軽減税の2割、5割、7割というのが設けられており、保健事業に力を入れていく。質疑、軽減されている世帯はどれくらいあるのかに対し、令和元年度は5,001世帯中2,645世帯、全体の52.9%がいずれかの軽減を受けている。質疑、マイナンバーカードではなく通知カードで保険証の照会はできるのかに対し、マイナンバーカードに埋め込まれているICチップの中に電子証明書が入っているので通知カードではできない。質疑、努力者支援分について令和2年度から始まるペナルティはどういうものがあるのかに対し、収納率のほかに特定健診の受診率や特定保健指導の受診率等いろいろな減点項目がある。質疑、保険基盤安定繰入金の軽減対象者は、自分が軽減を受けていることを承知しているのかに対し、令和元年度に軽減を受けた世帯は5,001世帯のうち2,645世帯で全体の52.9%となっている。毎年送付する納税通知に軽減割合を記載しており、御自身で確認できるようになっている。

主な質疑は以上のおりで、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の概要については、令和2年度の当初予算は、歳入歳出予算の総額を5億3,726万2,000円、前年比4.2%増。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4億3,619万9,000円、事務費繰入金2,033万7,000円、保険基盤安定繰入金7,981万8,000円。歳出では、総務費423万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5億3,115万3,000円を計上。以上のような説明がありました。

主な質疑といたしまして、質疑、被保険者数の増加を見込んだ予算だが、令和元年度と2年度の見込み人数は何人かに対し、令和元年度が5,039人、2年度が5,163人、124人増加する見込みとしている。質疑、増加のピークの推測はどうなっているのかに対し、町として推計は無いが、長崎県が推計した人口のピークは令和17年になっているので、それまでは増え続けると推測される。

主な質疑は以上のおりで、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号令和2年度長与町介護保険特別会計予算の提案理由の概要といたしまして、令和2年度の当初予算は、保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ3億1,819万8,000円、前年度比7.2%の増。介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,751万6,000円、前年度比8.1%の減。長与町第7期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者数1万1,283人、認定者数2,197人、認定率19.5%と推計し、事業費を算出している。以上のような説明がありました。

主な質疑といたしまして、質疑、介護予防事業にはどのようなものがあるのかに対し、めだか85、脳トレ教室、サポーターポイント制度の3事業を委託で行っている。質疑、地域住民グループ支援事業は何グループあるのかに対し、いきいきサロンは令和元年度で21か所、2年度は1か所増設の相談があっており22か所を予定している。質疑、いきいきサロンは地域的に偏りが無いのかに対し、中央地区に多いが、自治会会員のみを対象にしている所や町民ならOKなど近隣自治会を巻き込んでいる所などがある。各自治会に1つ、50か所を目標にしている。質疑、認知症カフェはどれくらい開催しているのかに対し、月1回の定例分は社会福祉協議会へ委託。そのほか、不定期に地域を回るという形で元年度4回、認知症カフェ出張版として介護保険課の方で実施している。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の提案理由の概要については、令和2年度の当初予算は、歳入歳出それぞれ1億2,667万5,000円。歳入の主なものは、国庫補助金3億1,375万円、県補助金6,275万円、一般会計繰入金9億8,177万1,000円、繰越金200万円。歳出では、土木費1億2,300万円は令和2年度分の長崎県への事業委託料。公債費5,157万円、予備費200万円を計上。以上のような説明がありました。

主な質疑といたしまして、質疑、国庫補助金が3億1,000万円ほど計上されているが、来年度以降6年度までこれぐらいの金額が入るのかに対し、令和3年度以降も3億強の金額、最終的には全額を要求していきたいと考えている。質疑、補償費と測量試験費の内訳は何かに対し、2年度は新たな建物移転の補償費はなく、支障になる物件等の移設と既に仮住まいをされている方の家賃補償等になる。測量試験費は測量や設計費等である。質疑、一般会計繰入金約9億円は、昨年と比べると倍になりかなりの負担になる、内訳はどうなっているか。また、これが5年間続くのかに対し、県への委託料8億5,350万円と地域開発事業債の償還金と経常的経費、今後5年間、若干金額は動くが、この程度の金額で推移していくものと考えている。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号令和2年度長与町水道事業会計予算の提案理由の概要といたしまして、令和2年度の当初予算は、業務の予定量として令和2年度末の給水戸数を1万5,839戸、年間総給水量は360万4,327立方メートル、1日平均給水量は9,875立方メートルと見込み、主要な建設改良事業費として2億300万円を計上。

収益的収入では水道事業収益として7億8,766万6,000円を見込み、収益的支出では水道事業費用7億6,028万3,000円を予定。資本的収入では1億5,345万円を見込み、資本的支出では3億6,755万3,000円を予定。以上のような説明がありました。

主な質疑といたしましては、質疑、建設改良事業として平木場地区の水道施設改良等が予定されているが、この地区が選定された理由は何かに対し、この地区以外の水道施設の更新工事はある程度整備されたことと、当該ポンプ施設が土砂災害特別区域に入っており、災害が起こったときに対処が難しい。早急に改良を行い耐震化を図りたいと考えている。質疑、この地区の水道施設の経過年数と150ミリと100ミリの管の違いは何かに対し、昭和53年に設置しているので42年くらい経過している。150ミリの管は配水池から中継ポンプ所まで、100ミリの管が中継ポンプ所から庁舎の方に向かう部分となっている。質疑、収益的収入の中で営業収益が昨年より減るが、支出の営業費用が増えているのはなぜかに対し、収益は人口減少等で減っていくが、その反面、更新する工事をきちんとやることにより、営業費用の減価償却費が増えているためである。質疑、長崎市、時津町との広域連携による共同浄水場整備の調査委託料が計上されているが、どういう考え方で進むのかに対し、2年度3者間協定を締結し協議を進めていくが、あくまでも長与町が不利益を受けないか。水を作る部分の負担や条件についても詰めて判断していきたい。という答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第26号令和2年度長与町下水道事業会計予算の提案理由の概要については、令和2年度の当初予算は、業務の予定量として年度末の排水戸数を1万5,850戸、年間排水量を383万7,000立方メートル、1日平均排水量を1万512立方メートルと見込み、建設改良事業として3億9,498万4,000円。このうち国庫補助対象事業2億3,628万円を予定。収益的収入及び支出の収入では下水道事業収益9億8,988万円、支出では9億5,632万9,000円を予定。資本的収入及び支出の収入では資本的収入3億662万9,000円、支出では資本的支出5億9,361万6,000円を予定。主な建設改良費として長与浄化センターの高度処理に関わる改築更新事業、下水道管路施設の改築更新事業を行う。債務負担行為では水洗便所改造資金に対する利子補給補助金が令和3年度から7年度までと、これに伴う債務の損失補償。長与浄化センター改築更新工事委託料につき令和3年度までの期間、限度額を1億1,300万円とする。以上の説明がありました。

主な質疑といたしましては、質疑、高度処理の工事の状況はどうなっているかに対し、全部で1系統から6系統までであるが1系統から3系統はそのまま。4系統が今年度完成し、現在5系統の工事を行っている。令和3年度までに6系統を行っていく予定である。質疑、高度処理に係る費用は幾らかに対し、4系統から6系統までの高度処理化の費用として7億4,000万円を予定している。質疑、大村湾沿岸の処理場で高度処理が済

んでいる自治体はどこかに対し、今、高度処理化が済んでいるのは波佐見町と諫早市の一部の処理場で、長与町と大村市が現在着手している。質疑、長与浄化センターの改築工事の中でエアレーション設備とは何かに対し、エアレーションタンクは微生物の力で水を浄化する池になるが、高度処理化に対応するため好気槽と無酸素槽の槽を全部で3段階に分けて処理する設備となる。以上のような答弁がありました。

主な質疑は以上のとおり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第21号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第23号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第26号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第21号について、反対の立場から討論を行います。国民健康保険は国民皆保険制度の下、いざというとき安心して医療機関にかかることができることを目的として創設をされております。他の健康保険と違い高齢者、個人事業主、無職の方など比較的経済的に弱い立場の人が多く加入している実態があります。被保険者は、保険料を多く負担することが難しい状況にあるにも関わらず、保険料負担は既に限界を超えております。長与町が示しているモデルケース、年間所得200万円の3人世帯で、保険税額は38万円を超える状況であります。実際に、毎年の決算でも相当数の滞納があり、その主な要因は、失業、病気、貧困など経済困窮であります。こうした実情の改善、健康保険制度本来の役割を果たすため、一般会計からの繰り入れや法定減免以上の対応が必要と考えます。実際にそうした対応をしている自治体も少なくありませんが、本町の対応は十分とは言えないと考えます。この制度の矛盾の大本には、国保会計への国の財政支援が

乏しいということがありますが、事業の広域化によって自治体の裁量が少なくなり、一層住民の実情に沿った対応が難しくなっているというふうに言えると思います。このような問題があること、そして、その改善が必要との立場から本予算に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は、議案第21号令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算に対して、賛成の立場で討論いたします。討論に入ります前に、今年度退職される職員の皆様、大変お疲れ様でした。今日まで町民の公僕となり、長与町を牽引していただいたことに対し、感謝と敬意を表する次第でございます。今後とも後進の御指導、アドバイスよろしく願いいたします。ありがとうございました。

本題に入ります。本会計の歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ39億6,709万1,000円となっており、予算に対する被保険者数は7,785人で、前年度と比較して301人の減。世帯数は4,813世帯で、前年度比36世帯の減となり、今後もその傾向は続くものと思われま。平成30年度から長崎県と市町がともに保険者となって国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の実施について中心的な役割を担うようになりました。こうした中、長与町の令和2年度予算では、昨年度に引き続き長崎県との協議による被保険者の負担水準に考慮した激変緩和措置を設けられた予算となっています。また、保険事業におきましては、生活習慣病を早期に発見し重症化を未然に防ぎ医療費の増加に歯止めがかかるよう、特定健診、健康健診等の事業において、受診勧奨や長崎市医師会と連携した特定健康診査を受診しやすい環境づくりなど、受診率のより一層の向上を図るとともに、健康ポイント事業の拡大など、被保険者の方々の健康の保持増進に努めることとされ、町民の健康と命を守るためなくてはならない重要な予算であります。以上のことから私は賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第20、議案第21号令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第22号について、反対の立場から討論を行います。この後期高齢者医療制度がありますが、住民が75歳に到達すると従来の医療制度から切り離し、高齢者が増えれば増えるほど、医療費が増えれば増えるほど負担を増やし続け、そこに囲い込む仕組みであり、制度設計はもとより人道的にも問題があると言わざるを得ません。実際の運用でも、2年ごとの見直しの度に保険料の引き上げが続いております。このため、制度創設時には制度を廃止すべき、改善すべきとの大きな世論が巻き起こりました。こうした国民の反対を押し切って国が決定した制度であり、自治体独自ではいかんともしがたいという側面もあります。しかし、国民を75歳という年齢で分けし、負担する世代、負担を掛ける世代、こういう分断をする制度はこれまで戦後の荒廃から復興を成し遂げ、今日の郷土を築きあげてこられた高齢者の皆様に大変失礼な制度だというふうに考えます。そうである以上、住民の意見を述べる権限があるこの地方議会から改善、問題点を指摘する声を届けるべきだというふうに考えます。この制度の根本、あり方を地方から問う立場から反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

私は、議案第22号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。後期高齢者医療制度は御承知のとおり、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者を支え合うために作られた制度であります。長与町の被保険者数は年々増加し、令和元年度が5,039名でありましたが、2年度は5,163名となり124名の増加が見込まれております。予算に対しても令和2年度は5億3,726万円、前年と比べ4.2%の増額となっており、今後もその傾向は続くものと見られております。現在長与町においても健康寿命の延伸を図るために各種事業に取り組んでおりますが、今後は広域連合の保健事業と連携し、高齢者の皆さんの健康を守っていただくことを望んでおります。この予算は多様な疾患を持ちながら生活する高齢者の方々の健康を守るための重要な予算であります。以上のことから賛成といたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第22号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第22、議案第23号令和2年度長与町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番(堤理志議員)

議案第24号について反対の立場から討論を行います。この事業は令和2年度から施行方法を一括施工へ変更するものであります。一括施工は工期を短縮できるものの毎年度投入する額が膨らむこととなります。そのうちの多くを国の補助に依存することになるわけですが、国の補助への依存度を高めることについて、主に以下の2つを懸念するものであります。1点目として全国的な災害の頻発です。昨今増加する激甚災害などに国費が優先配分され、本町が国から交付されると見込んでいた額が交付される保証が無いという点です。2点目は景気の悪化に伴う税収悪化です。消費税の増税が実施されましたが、それに伴う個人消費の伸び悩み、新型コロナウイルスの影響による想定外の景気の悪化で、税収が全体的に今後大きく減少する可能性が高いと判断をいたします。国は公共事業による景気の下支え策が一定あるとしても、当面中小企業への利子補給や雇用対策など厚生労働関係に当てる予算が必要となり、本町が見込む国県補助金、交付金は楽観視できません。その分、町の持ち出しが大きくなると、ほかの施策の財源を圧迫することになると懸念しております。ここまで来たのだから最後までやるしかない。町の玄関口の整備は必要。こういうことで進められてきましたけれども、私たちはこの事業の規模を見直すことを提案し、このまま続けることを問題視してきた経緯がございます。そもそも区画整理事業はスプロール化。すなわち雑然とした町並みを整備し、例えばこれまで消防自動車などの緊急車両が進入が困難だった地域が区画整理により安全性が高まるなど、公共事業としての正当性が高いものであれば理解をします。しかし、本事業は県道整備のほかは主に山林を伐採し、宅地造成、宅地開発が目的化しています。町は街路整備のみを実施し、宅地造成部分は地権者が組合を設立するなどして行うべきではないかと考えます。こういう様々な点を考えると、町民に責任を持ってこ

の事業や予算を承認したと説明することができませんので、本予算に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

議案第24号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。高田南土地地区画整理事業は昭和61年から事業が始まり、今年で約30数年が過ぎようとしています。総事業費は約316億円という莫大な経費が使われようとしています。ようやくにして、令和2年度から事業を前に進める手法として一括施工という方式で行われることになりました。事業の期間も令和2年度から令和6年度までの5か年となっています。この事業に直接関わられる住民の方々は待つに待てない状況にあり、この手法によりこの事業の所期の目的が達成されんことを願うところであります。今後5か年の事業費は約55億円が見込まれ、このうち国からの補助は約14億円、県からが約3億円、残り38億円は町負担となる予定であります。この計画が予定どおりに前に進むかどうかは、国の補助金確保のいかんに関わっています。よって、この国費の確保に町長は関係者の協力を得ながら最大限の努力と、また、この工事が計画期間内に完了できるように要望し、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第24号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第25号令和2年度長与町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第25、議案第26号令和2年度長与町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、発委第1号長与町議会会議規則の一部を改正する規則。日程第27、発委第2号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○10番(岩永政則議員)

発委第1号長与町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして提案理由の説明を申し上げます。このたびの改正は現行の長与町議会会議規則における請願書の取り扱い及び全員協議会の位置付けについての見直し並びに字句の整理を行うものであります。主な改正点として、規則第91条では請願文書表の配布を請願書の写しの配布に改め、規則第128条では議会における協議、調整の場を全員協議会に一本化するほか、所要の改正を行うものでございます。附則では、公布の日から施行するものでございます。

以上が本議案の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、発委第2号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。このたびの改正は長与町議会会議規則の一部を改正する規則により、本条例における引用条文に変更が生じることから所要の改正を行うものであります。附則では、本条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上が本議案の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(山口憲一郎議員)

これから質疑を行います。

まず、発委第1号の質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、発委第2号の質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま一括議題としています議案については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略します。

これから発委第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第1号、長与町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから発委第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第2号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第29、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第30、会期中の閉会についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがつて、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会にあたり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

大変お疲れさまでございました。現在、新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、国内におきましても様々な対策が講じられておるところでございます。県内におきましても、御承知のとおり14日に壱岐市で初の感染が確認をされたところでもあります。本町におきましても同日対策本部を設置し、今後の対策について協議を行ったところでございます。また、新型コロナウイルス感染症対策の体制強化など、早急に対応すべき場合に掛かる経費につきましては、専決処分等で臨機応変に対応させていただきたいと考えております。引き続き感染を防止するための対策に取り組みますとともに、今後の動向などを注視してまいりたいと考えております。

それでは、令和2年第1回長与町議会定例会の閉会にあたり、一言御礼のあいさつをさせていただきたいと思つております。去る3月3日に開会をしていただきました本定例会も、本日をもちまして閉会となるわけでございますが、15日間に及ぶ会期中、11名の議員各位から一般質問をいただき、町政の発展のために御指摘や御指導を賜りました。併せて今回は各会計の令和2年度当初予算をはじめ、提案をいたしました各議案につきましても、長期間にわたり慎重に御審議を賜り決定をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。決定をいただきました議案につきましては施政方針でも申し上げましたとおり、予算を的確に執行しながら効率的かつ成果を重視した行財政運営に努めていく所存でございます。ここで1点、例年ご報告させていただいております町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましてお願いを申し上げます。現在国会において審議中であり令和2年度地方税法等の一部改正案が成立と同時に公布、施行される予定でございます。現時点におきまして関連する町税条例等の一部を改正する条例案を議会に提案できる状況にございませんので、国会にて改正案成立後、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、次の議会におきまして御報告を申し上げ承認を賜りたいと思つております。現時点におきまして予定されております改正内容を若干申し上げます。個人住民税につきましては、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦控除の見直しに伴う改正。固定資産税につ

きましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講ずるための改正が行われる予定でございます。また国民健康保険税につきましては、基礎課税額、医療分になりますけれども、介護納付金課税額の限度額の引き上げ及び低所得世帯に対する支援として実施しております保険税軽減措置の拡大が予定をされております。今後も国会の動向を注視し、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておるところでございます。冒頭で御説明をいたしました新型コロナウイルス感染症対策での早急に対応すべき場合に係る経費の専決処分と併せまして、御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

さて、私の任期も5月4日をもちまして満了いたします。この4年間、本当に議員各位はじめ、町民の皆様のご格別の御厚情、御支援を賜りましたことに衷心より御礼と感謝の意を表する次第でございます。私自身浅学非才な身でございますが、町長選挙に再び挑戦する決意をいたしております。町長選挙は4月21日が告示日となっております。選挙期間中につきましては、職務の執行に支障がないよう、副町長をその職務の代理といたしまして執行したいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。いよいよ時節は春を迎えるわけでございます。議員の皆さん方におかれましても体調を崩されませんように、くれぐれも御自愛をいただき、ますますの御活躍を賜りますよう御祈念申し上げ、定例会の御礼も込めまして御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

これで、令和2年第1回長与町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 16時00分）